

# 令和2年度事業計画

## 《基本方針》

昭和25年7月31日に土地家屋調査士法が制定されてから、今年には70年目を迎えます。この70年の間に社会が必要とする「土地家屋調査士」にも変化が生じてきており、その結果昨年土地家屋調査士法が改正され、第1条の目的規定が使命規定となりました。これまで、土地家屋調査士法の目的、すなわち制度を定めていた条文が、土地家屋調査士という資格者がなすべき使命を定めた条文に改正されたということの意味を全会員が自覚をする必要があります。

また、同時に懲戒手続きの適正合理化のために懲戒権者が法務大臣となり、全国の会員が一律に遵守する規定が必要になることから、土地家屋調査士職務規程を日調連が創設する予定です。今後ますます、社会が私たち土地家屋調査士に求める、専門家としての責任が重くなっているように感じます。

そして、今回の土地家屋調査士法改正の附帯決議では、実務能力の向上のために実施される各種の研修制度について、その一層の充実を求められております。この附帯決議と社会の期待に応えるためにも、義務研修の実施についても検討していく必要があると考えます。

ここ数年で、会員数も減少してきている中、例えば義務研修の実施等、今後役員負担が増加していくのではないかと懸念もあります。一度現在の継続事業についての縮小も含めた合理化や組織体制のあり方について検討をするべき時期にきているのではないかと考えます。

以上の事をふまえて、30年後の100周年に向けて、下記の重点課題を中心に今から私たちが何をすべきかを、しっかりと検討していきます。

## 《重点課題》

- ① 会則・規則等の遵守
- ② 組織体制と義務研修への対応の検討
- ③ 境界鑑定・管理委員会の充実
- ④ 日調連70周年事業への協調
- ⑤ 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

## 《継続活動》

- ① 津地方法務局との連携
- ② 日調連中部ブロック協議会との連携
- ③ 土地家屋調査士政治連盟及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携

### <総務部門>

1. 会則、各種規則等の見直し及び電子化の促進
2. 土地家屋調査士政治連盟、他の士業等との連携・協調
3. 組織体制の整備・研究

### <財務部門>

1. 予算決算の内容の精査と経費削減
2. 事務の効率化による支出の見直し

### <企画部門>

1. 津地方法務局との連携
2. 数値資料センターの運営及び境界鑑定についての研究
3. 各種資料の情報収集及び活用についての研究
4. 土地家屋調査士を取り巻く環境変化への対応

### <社会事業部門>

1. 境界問題相談センターみえの活用
2. 社会貢献（災害対策・空き家問題等）への取り組み
3. 無料登記相談会の継続実施
4. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携

### <研修部門>

1. 研修体制の確立
2. 義務研修への対応の検討
3. ビデオ研修会の実施
4. 支部研修会への支援
5. 他会研修会への参加  
(定例研修会の予定)

第1回 7月18日(土)、第2回 9月12日(土)  
第3回 11月28日(土)、第4回 2月13日(土)

### <広報部門>

1. 土地家屋調査士制度の対外的広報活動
2. 対内的広報活動
3. 会報の発行

### <厚生部門>

1. 親睦事業